

特別区区民葬儀における助成制度の創設について

特別区は令和8年度から当面の間、特別区区民葬儀利用者のうち、特別区が指定する民営火葬場を利用した区民を対象とする、23区共通の助成制度を創設します。

助成額及び助成手続き等制度の詳細については、令和8年度予算編成の中で検討し、後日改めて公表します。

1 特別区区民葬儀（以下「区民葬儀」）とは

区民の葬儀費用の負担軽減のため、全東京葬祭業協同組合連合会に加盟する区民葬儀取扱業者が行っている葬儀です。終戦後、都民の低所得者に対し低廉な価格により葬儀が行えるよう「都民葬儀」として運営が始まり、現在は「区民葬儀」として、民間の葬儀・搬送・火葬運営事業者の協力により行われています。

区民葬儀券は、各区役所の交付窓口で発行し、利用者は区民葬儀券〔祭壇券、霊柩車券、火葬券（遺骨収集容器を含む）の3区分〕の区分ごとに必要とするものを選び、組み合わせて利用することができます。

なお、区民葬儀券は、区民葬儀取扱業者以外は取り扱えません。

2 助成制度創設の理由

区民葬儀取扱業者のうち、火葬券の利用先である、特別区内で6か所の火葬場を運営する東京博善株式会社が、令和8年3月31日をもって区民葬儀の取扱いを取り止める旨を公表※しました。

また、昨今の物価高により葬儀全般にかかる費用が増加していること及び、火葬場が区民生活にとって不可欠なものであり、公共的な施設でもあること等を踏まえ、区民葬儀を利用する方の経済的負担を軽減する観点から、総合的に判断しました。

※ 令和6年12月、東京博善株式会社から特別区に対し、区民葬儀事業の運営について、見直しの提案がありました。その後、協議の結果、同社は令和8年3月31日をもって区民葬儀の取扱いを取り止めることとなりました。

また、同社は、区民葬儀の取扱いを取り止めるに伴う差額分を、火葬料金の値下げとして利用者へ還元する意向を示しています。

3 助成期間

令和8年度から当面の間

4 助成内容

区民葬儀の祭壇券などを利用し、かつ特別区が指定する民営火葬場（区民葬儀の取扱いを取り止めたことにより、これまで利用できていた火葬券が利用できなくなる民営火葬場）を利用した区民に対し、助成を行います。

5 助成額及び助成手続き等制度の詳細

令和8年度予算編成の中で検討し、後日改めて公表します。